

甲府市女性起業等支援業務
公募型プロポーザル 実施要項

令和 7 年 5 月

甲 府 市

1 趣旨

起業は、自分のやりたいことを自分のペースでできる魅力的な働き方として、子育てや介護等により時間に制約のある女性や、一旦仕事を離れた女性が就業を考える時の選択肢の一つとなっている。

そのため、起業してみたいという想いはあるが何からどう始めたらよいか知りたい、自分自身のやりたいことを見つけ起業や活動を始めた女性、更に、やりたいこと挑戦したいことが明確になり、起業等に向け準備を行っている等の女性を対象に、各段階に応じた研修等を実施し、やりたいこと、挑戦したいことの実現や継続に向けた切れ目のない起業等支援体制を構築することで、女性の起業等を支援することを目的とする。

本事業の実施にあたっては、高度な専門知識やノウハウ、経験、企画力などを有する事業者等から優れた提案を得るため、「公募型プロポーザル方式」により優先交渉権者を特定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

甲府市女性起業等支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日(火)までとする。

(4) 提案限度額

提案限度額は、2,398,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案価格書を提出する際は、提案限度額を超えてはならない。なお、提案限度額を超えて提案した場合には失格とする。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務と類似した起業に係る研修等支援の実績を有していること。
- (2) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 告示の日以前6か月以内に手形または小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4 スケジュール

項目	期間
告示	令和7年5月7日（水）
質問受付期間	令和7年5月7日（水）から5月13日（火）まで
質問に対する回答の公表	令和7年5月16日（金）まで
企画提案に関する書類提出期限	令和7年5月26日（月）まで
プレゼンテーション審査	令和7年6月2日（月）
審査結果の通知と公表	令和7年6月上旬予定
優先交渉権者との契約交渉	令和7年6月中旬予定
契約締結	令和7年6月下旬予定

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、書類の作成にあたっては、必ず甲府市女性起業等支援業務企画提案書等作成要領（以下「作成要領」）に基づき行うこと。

（1）提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	（様式1）
2	会社概要等整理表	（様式2）会社概要など参考となる資料を添付すること。
3	協力会社に関する調書	（様式3）該当する場合のみ作成
4	業務実績書	（様式4）類似の業務内容等が確認できる書類の写しを添付すること。
5	業務実施体制確認調書	（様式5）
6	誓約書	（様式6）
7	納税証明書（未納のない証明）	
8	提案価格書	（様式7）別途積算内訳を添付すること。 (任意様式)
9	企画提案書	（様式8）表紙に用いること。 業務内容の企画提案（任意様式）

（2）提出部数

- ・正本（提出書類1から9の順に全てを綴じたもの） 1部
- ・企画提案書（表紙を含む） 8部
- ・企画提案書（表紙を含む）を保存した電子媒体（CD-R等） 1枚

（3）提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時まで

(4) 提出方法・提出場所

甲府市役所本庁舎（住所：甲府市丸の内一丁目18番1号）4階 市民部人権男女参画課女性活躍係に持参すること。（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※ 提出書類について問合せをする場合があるので、確実に連絡が取れる連絡先を参加表明書（様式1）に明記すること。

(5) その他

- ・提出期限以降の差し替え、修正、追加等再提出は認めない。ただし、市から要請があつたものについてはこの限りでない。
- ・企画提案書等の提出等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。

6 質問書の受付及び回答

本業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式9）により電子メールで提出し、送信後に受信確認のための電話連絡すること。

【メールアドレス】 danjyoks@city.kofu.lg.jp

【電話番号】 055-225-3940（直通）

(2) 提出期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月13日（火）午後5時までとする。

(3) 回答方法

令和7年5月16日（金）までに、隨時、市ホームページに掲載する。なお、質問のあつた事業者名は公表しない。

(4) 留意事項

- ・本要項、仕様書、作成要領及び様式集の内容以外に対する質問には回答しない。
- ・電話、FAX、質問書持参での質問及び期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

7 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、企画提案者から提出された書類等を「甲府市女性起業等支援業務受託者選考審査会」（以下「審査会」）の委員が審査し、「甲府市女性起業等支援業務に係る優先交渉権者選考方法」により選考する。また、次点の者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。企画提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を優先交渉権者として選考する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時

令和7年6月2日（月）午前9時30分から（予定）

※ 企画提案者数により、日時が変わる場合がある。

※ オンライン形式等、形式を変更して実施する場合があることに留意すること。

※ 詳細な時間及び場所は、提出書類受理後に書面にて正式に通知する。

イ 出席者

3名以内とする。

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーション及び補足説明（20分以内）

- 企画提案書の説明に必要なパソコン等の機器は持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。
- プレゼンテーションは提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。補足説明用の資料がある場合は使用可とする。

(イ) 質疑応答（概ね20分）

- 質疑応答にて企画提案者が答えた内容について、本業務の仕様に反映する場合があることに留意すること。

エ 議事録の提出

審査を受けた企画提案者は、プレゼンテーション及び補足説明、質疑応答の内容について詳細な議事録を作成し、審査日から2日後までに電子メールにて提出すること。また、優先交渉権者として選考された場合には、議事録内容について市の合意を得ること。なお、本議事録は契約書の添付資料になることに留意すること。

【メールアドレス】 danjyoks@city.kofu.lg.jp

(3) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和7年6月上旬に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、市と仕様及び価格等を協議の上、市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、企画提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。

8 契約及び支払方法

(1) 契約の締結

受託者として決定となった者は、市と契約を締結し受託業務を実施する。ただし、感染症拡大等により業務内容を見直す必要が生じた場合は、変更契約をするものとする。

(2) 支払方法

市は業務委託の完了後（完了届提出後）、検査を経て委託料を受託者に支払うものとする。なお、受託者は委託料の30パーセントを超えない額の範囲内で、前払いによる委託料の支払いを請求できるものとする。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合
- (4) 審査会の委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合
- (7) 提案限度額を超えて提案した場合

1 0 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。

1 1 参加辞退

参加表明後に辞退する場合には、参加辞退届（様式10）を使用し、「13 連絡先」に提出すること。

1 2 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。
- (4) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、市の指示のもと変更等を加える場合がある。

1 3 連絡先

甲府市 市民部 人権男女参画課 女性活躍係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）

TEL 055-225-3940（直通）

メールアドレス danjyoks@city.kofu.lg.jp

以 上